地域医療保健に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

１．医師確保対策について

（１）産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする深刻な医師、看護師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや地域の実情に応じた柔軟な医師派遣体制の構築等を着実に推進するとともに、十分な財政措置を講じること。

　また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

（２）医学部定員の更なる増員等により、医師・看護師等の絶対数を確保するとともに、各種対策に係る十分な財政措置等を含め、実効ある措置を早急に講じること。

（３）医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

　また、産科・小児科医の集約化・重点化にあたっては、自治体病院に適切な配慮を行うこと。

（４）医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。

　また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等の創設や医学部における「専門講座」の設置を促進させるとともに、十分な財政措置を講じること。

（５）看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。

（６）育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を講じること。

（７）新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう当該研修制度の改善を図ること。

（８）医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。

２．自治体病院等について

（１）自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、病院事業債等について、繰り上げ償還等の条件を緩和するなど、地方財政措置の拡充を図ること。

（２）自治体病院等の耐震化及び老朽化に伴う建替えや改修等に対し、十分な財政措置を講じること。

（３）地域医療の確保に支障が生じることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。

また、病院の再編・統合に要する経費について、十分な財政措置を講じること。

（４）自治体病院の医師及び看護師の定員を一般職とは別枠とするよう、集中改革プランに係る定員管理の適正化計画の見直しを行うこと。

（５）医療の質の向上及び医療費適正化を図るため、医療分野のＩＴ化を推進するとともに、これに要する経費について、十分な財政措置を講じること。

３．救急医療について

（１）小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期の医療体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

また、軽症患者の時間外受診への対応等、救急医療従事者の負担を軽減するための対策を講じること。

（２）第三次医療機関・救命救急センターについては、ドクターヘリの導入を促進するなど適切かつ迅速に救急医療が受けられる搬送体制を整備し、救命救急医療体制を充実するとともに、財政措置の拡充を図ること。

４．がん対策について

（１）がん対策の一層の充実を図るとともに、「がん対策基本計画」における受診率を達成できるよう、都市自治体が実施するがん検診事業に対する十分

な財政措置を講じること。

（２）女性特有のがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

（３）がん医療の均てん化の促進や専門的ながん医療の提供のため、地域がん診療連携拠点病院について、十分な財政措置を講じること

５．予防接種等について

（１）今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策については、国と地方自治体の役割分担、関係機関による連携の仕組みを構築するとともに、財政負担の明確化を図り、国の責任において万全の措置を講じること。

また、国民や都市自治体に対する情報提供を正確かつ迅速に行うべく、的確な広報・啓発等を実施すること。

（２）子宮頸がん、インフルエンザ菌ｂ型（Hib）及び小児用肺炎球菌ワクチン等、ＷＨＯが推奨する予防接種について、早期に定期接種として位置付けること。

また、任意接種ワクチンを希望する全て者が接種できるよう、安定供給のための対策を講じること。

（３）自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、国において、自治体負担の軽減のための十分な財政支援策を講じること。

（４）国民が等しく接種できるよう、国において、十分な普及啓発を行うこと。

（５）医学的判断により生後６ヶ月以降１歳に達するまでの期間に行われるＢＣＧ接種について、定期接種として位置付けること。

（６）日本脳炎予防接種の差し控えにより、法定の年齢から外れてしまった者について、接種が実施される際は定期接種として位置付けるとともに、当該接種費用について、財政措置を講じること。

（７）平成 20 年度から５年間の時限措置として実施されている麻しん予防接種について、十分な財政措置を講じること。

６．各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を解消し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにす

ること。
　また、すでに実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

7．小児難病又は難病に指定されていない疾患にある子供等について、患者家庭の精神的・経済的負担の軽減等総合的な難病等対策を確立するため、 特定疾患治療研究事業における対象疾患の範囲等を拡大するとともに、必要な財政支援措置を講じること。

8．住民検診に係る高額医療機器の整備について､財政措置の充実を図ること。

9．不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、必要な支援措置を講じること。